

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

◇人委規則

調整手当に関する規則

目次

- 職員の新給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則
- 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

調整手当に関する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

調整手当に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）第九条の二の規定に基づき、調整手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給地域及び区分)

第二条 給与条例第九条の二第一項前段に規定する人事委員会規則で定める地域は、当分の間、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号。以下「昭和三十三年改正条例」という。）附則第十五項の規定による地域区分が四級地又は三級地である地域とする。

第三条 給与条例第九条の二第三項の規定により人事委員会規則で定める甲地及び乙地は、前条に規定する地域のうち次の各号に掲げる地域とする。

- 一 甲地 前条に規定する四級地である地域
- 二 乙地 甲地以外の地域

(支給方法)

第四条 調整手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、調整手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号(5)中「(看護婦の資格取得後において助産婦又は保健婦養成所に入所した者については、その年数を含む。)」を「(看護婦又は看護婦免許を有する保健婦若しくは助産婦については、准看護婦の職務に従事した年数、看護婦の資格取得後において助産婦又は保健婦養成所に入所した者については、その年数をそれぞれ含む。)」に改める。

別表第一の一の(7)の9中「電気事業主任技術者資格検定期則」を「旧電気事業主任技術者資格検定期則」に改め、同表の一の(8)の9中「図書館職員養成所」を「旧図書館職員養成所」に改め、同表の一の(1)の4中「図書館職員養成所(短大卒)」を「図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所(いずれも短大卒)」に改め、同表の一の(2)の3中「図書館職員養成所」を「旧図書館職員養成所」に改め、同表の一の(5)の19及び一の(3)の27中「電気事業主任技術者資格検定期則」を「旧電気事業主任技術者資格検定期則」に改める。

別表第四の一の表中

二二、一〇〇円
一九、五〇〇円
一七、三〇〇円
一六、六〇〇円

を

二三、九〇〇円
二〇、九〇〇円
一八、四〇〇円
一七、六〇〇円

に改める。

別表第四の二の表中

二三、三〇〇円
二二、一〇〇円

を

二五、二〇〇円
二三、九〇〇円

に改める。

別表第五の表中

一九、〇〇〇円

を

二〇、五〇〇円

に改

める。

別表第六及び別表第七を次のように改める。

別表第六

教育職給料表(初任給基準表)

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教諭及び養護教諭	大学院博士課程修了	三八、九〇〇円
	大学院修士課程修了	三一、二〇〇円
	大 学 卒	二六、八〇〇円
	短 大 卒	二一、九〇〇円

講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母	大 学 卒	二五、七〇〇円
	短 大 卒	二一、九〇〇円
	高 校 卒	一九、一〇〇円

注 教育職員免許法附則第十項に規定する高等学校教諭二級普通免許状を所有する者については、初任給欄に掲げる額を二五、二〇〇円とす
る。

別表第七

教育職給料表(初任給基準表)

職 種	学 歴 免 許	初 任 給		
		短 大 卒	大 学 卒	大 学 院 博 士 課 程 修 了
教諭及び養護教諭	短 大 卒	二六、八〇〇円	三〇、九〇〇円	三八、二〇〇円
	大 学 卒	二七、九〇〇円	二五、七〇〇円	二六、八〇〇円
	大 学 卒	二五、七〇〇円	二二、九〇〇円	一九、一〇〇円
講師、助教諭、及び養護助教諭	短 大 卒	二二、九〇〇円	一九、一〇〇円	一九、一〇〇円
	大 学 卒	一九、一〇〇円	一九、一〇〇円	一九、一〇〇円
	高 校 卒	一九、一〇〇円	一九、一〇〇円	一九、一〇〇円

別表第八の一の表中
に改める。

二二、四〇〇円
一九、五〇〇円

を

二四、二〇〇円
二〇、九〇〇円

別表第八の二の表中
に改める。

二三、七〇〇円
二二、四〇〇円

を

二五、六〇〇円
二四、二〇〇円

別表第八の三の表中

三八、〇〇〇円
三三、八〇〇円
二六、四〇〇円

を

四〇、七〇〇円
三六、三〇〇円
二八、五〇〇円

に改める。

別表第九の表中

五三、五〇〇円
三七、七〇〇円
三一、〇〇〇円
二九、〇〇〇円

を

五七、七〇〇円
四一、〇〇〇円
三三、八〇〇円
三一、六〇〇円

に改

める。

別表第十の表中

二二、二〇〇円
一八、七〇〇円
一九、五〇〇円
一八、〇〇〇円
一七、三〇〇円
二二、一〇〇円
一九、五〇〇円
一七、三〇〇円

を

二二、九〇〇円
三〇、〇〇〇円
二〇、九〇〇円
一九、二〇〇円
一八、四〇〇円
二三、九〇〇円
二〇、九〇〇円
一八、四〇〇円

に改

める。

別表第十一の表中

二二、五〇〇円
二二、五〇〇円
二一、五〇〇円
一七、八〇〇円

を

二四、三〇〇円
二四、三〇〇円
二三、一〇〇円
一八、九〇〇円

に

改め、同表の注を削る。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三

調整号給表

職務の等級	給料表						
	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級	
行政職給料表	一〇号給	一四号給	一四号給	一四号給	一二号給	一二号給	一三号給
公安職給料表	一六号給	二二号給	二二号給	二二号給	二四号給		
教育職給料表(一)	二四号給	二八号給					
教育職給料表(二)	二三号給	二二号給					
研究職給料表	一五号給	二三号給	二六号給				
医療職給料表(一)	一六号給	二二号給	二三号給				
医療職給料表(二)	一四号給	一五号給	一四号給	一一号給			
医療職給料表(三)	一四号給	一一号給	一七号給				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「十万八千円」を「十二万七千円」に、「九千円」を「九千七百五十円」に改める。

第十四条第二項各号を次のように改める。

- 一 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校第三学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者で、その者の従事する実験又は実習(次号において「担当実習」という。)に関し技術優秀と認められるもの
- 二 三年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの

第十四条中第三項を削り、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「第二号又は第三号に掲げる」を「第二号に規定する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第二十三条を次のように改める。
(勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等)

第二十三条 給与条例第十六条に規定する給料の月額は、法令の規定により給料を減ぜられている場合においても、本来受けるべき給料の月額とする。

2 給与条例第十六条第二項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)に規定する特殊勤務手当のうち同条例第十五条第一項第二号に規定する漁獲手当、同条例第十六条第一項第二号に規定する面接指導手当、同条例第十九条に規定する県費負担教職員の特殊勤務手当及び同条例第三十一条に規定する夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)第二条に規定する特殊勤務手当とする。

3 給与条例第十六条第二項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 時間によつて定められた特殊勤務手当については、その金額
- 二 日によつて定められた特殊勤務手当については、その金額を一日の所定勤務時間数(日によつて所定勤務時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定勤務時間数)で除して得た金額
- 三 月によつて定められた特殊勤務手当については、その金額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た金額
- 四 回又は通によつて定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た金額

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

小学校	教諭、助教諭及び講師のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することを本務とする職員	一
中学校	教諭、助教諭及び講師のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することを本務とする職員	二

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年六月一日から適用する。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十六項」を「から第十七項まで」に改める。

第二条を次のように改める。

(暫定手当の額)

第二条 改正条例附則第十七項の規定により人事委員会規則で定める暫定手当の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第七条の規定により給料の調整額を受ける職員以外の職員の暫定手当の額は、次のイ又はロに掲げる額に、職員の在勤する支給地域(改正条例附則第十五項の支給地域をいう。)の区分が、四級地とされていた場合にあっては二を、三級地とされていた場合にあっては一をそれぞれ乗じて得た額とする。
- イ 職員に適用される給料表の職務の等級の号給を受けている者にあつては、その号給に対応する別表第一に掲げる額
- ロ 職員に適用される給料表の職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けている者にあつては、その職務の等級の最高の号給に対応する別表第一に掲げる額に、当該額と当該号給の直近下位の号給に対応する同表に掲げる額との差額に職員の初任給、昇格、昇給等

の基準に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号。以下「初任給規則」という。)(第十一条の規定により昇給したものと)して当該給料月額に達するまでに要する回数(初任給規則第十二条及び第十五条の規定により昇給した者にあつては、初任給規則第十一条の規定により昇給したものとして当該給料月額に達するまでに要する回数)を乗じて得た額を加算した額

二 給与条例第七条の規定により給料の調整額を受ける職員の暫定手当の額は、次のイ又はロに掲げる額に、その者の占める職に係る職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)第二条に規定する調整数を乗じて得た額に、前号に規定する支給地域の区分に応ずる数を乗じて得た額を、それぞれ前号のイ又はロに掲げる額に加算した額とする。

- イ 職員に適用される給料表の職務の等級の号給を受けている者にあつては、その号給に対応する別表第二に掲げる額
- ロ 職員に適用される給料表の職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けている者にあつては、その職務の等級の最高の号給に対応する別表第二に掲げる額

30号給				1,440
31号給				1,460

別表のイ中

に改め、同表のハ中

19号給			1,600	1,370
------	--	--	-------	-------

を

19号給			1,600	1,370
20号給				1,390

35号給		2,280	
------	--	-------	--

を

35号給		2,280	1,560
------	--	-------	-------

に、

に改め、同表のロ中

37号給		2,340	
------	--	-------	--

を

30号給				1,440
------	--	--	--	-------

を

表を加える。

中

23号給	1,790	1,570	
------	-------	-------	--

を

23号給	1,790	1,570	1,160
------	-------	-------	-------

に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の

37号給		2,340
38号給		2,370

に改め、同表のト中

19号給		
------	--	--

を

19号給		1,670
------	--	-------

に改め、同表のチ

別表第二 調整額に係る暫定手当定額表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級 号 給		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		円	円	円	円	円	円	円
1	号給	60	—	—	—	20	20	10
2	号給	60	50	40	30	20	20	10
3	号給	70	50	40	30	20	20	10
4	号給	70	60	50	40	30	20	10
5	号給	70	60	50	40	30	20	10
6	号給	80	60	50	40	30	20	10
7	号給	80	70	50	40	40	30	20
8	号給	80	70	60	50	40	30	20
9	号給	90	70	60	50	40	30	20
10	号給	90	70	60	50	40	40	20
11	号給	90	80	70	50	50	40	20
12	号給	90	80	70	50	50	40	20
13	号給	100	80	70	60	50	40	20
14	号給	100	80	70	60	50	40	30
15	号給	100	90	70	60	50	40	30
16	号給		90	80	60	50		30
17	号給			80	60	50		30
18	号給			80	60	50		
19	号給				60	50		
20	号給				60	50		

00725

公安職給料表の適用を受ける職員に適用

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 給	円	円	円	円	円
1 号 給	—	—	20	20	10
2 号 給	50	30	20	20	10
3 号 給	50	30	20	20	20
4 号 給	50	40	20	20	20
5 号 給	50	40	30	20	20
6 号 給	60	40	30	20	20
7 号 給	60	40	30	20	20
8 号 給	60	50	40	30	20
9 号 給	70	50	40	30	20
10 号 給	70	50	40	30	20
11 号 給	70	50	40	40	30
12 号 給	70	60	50	40	30
13 号 給	70	60	50	40	30
14 号 給	80	60	50	40	40
15 号 給	80	60	50	40	40
16 号 給	80	60	50	50	40
17 号 給	80	60	50	50	40
18 号 給	80	60	50	50	40
19 号 給	80	70	50	50	50
20 号 給	80	70	60	50	50
21 号 給	80	70	60	50	50
22 号 給		70	60	50	50
23 号 給		70	60	50	50
24 号 給			60	50	50
25 号 給			60	60	50
26 号 給			60	60	50
27 号 給				60	50
28 号 給				60	50
29 号 給					50
30 号 給					50
31 号 給					50

ニ 教育職給料表ロの適用を受ける

職員に適用

職務の等級		1等級	2等級	3等級
号	給	円	円	円
1	号	—	10	10
2	号	40	20	10
3	号	40	20	10
4	号	50	20	10
5	号	50	20	20
6	号	50	20	20
7	号	50	20	20
8	号	50	20	20
9	号	60	30	20
10	号	60	30	20
11	号	60	30	20
12	号	60	30	30
13	号	70	40	30
14	号	70	40	30
15	号	70	40	30
16	号	70	40	40
17	号	80	50	40
18	号	80	50	40
19	号	80	50	40
20	号	80	50	40
21	号	80	60	40
22	号	80	60	40
23	号	90	60	40
24	号	90	60	40
25	号	90	60	40
26	号	90	70	
27	号	90	70	
28	号	90	70	
29	号		70	
30	号		70	
31	号		70	
32	号		70	
33	号		80	
34	号		80	
35	号		80	
36	号		80	
37	号		80	
38	号		80	

ハ 教育職給料表ハの適用を受ける

職員に適用

職務の等級		1等級	2等級	3等級
号	給	円	円	円
1	号	—	20	10
2	号	50	20	10
3	号	50	20	10
4	号	60	20	10
5	号	60	20	20
6	号	60	30	20
7	号	60	30	20
8	号	70	30	20
9	号	70	30	20
10	号	70	40	20
11	号	70	40	30
12	号	80	40	30
13	号	80	40	30
14	号	80	50	30
15	号	90	50	40
16	号	90	50	40
17	号	90	50	40
18	号	90	60	40
19	号	90	60	50
20	号	100	60	50
21	号	100	60	50
22	号	100	70	50
23	号	100	70	50
24	号	100	70	50
25	号	100	70	50
26	号		70	50
27	号		80	50
28	号		80	50
29	号		80	50
30	号		80	50
31	号		80	50
32	号		90	50
33	号		90	50
34	号		90	50
35	号		90	50
36	号		90	
37	号		90	
38	号		90	

ハ 医療職給料表(イ)の適用を受ける

職員に適用

号 給	職務の 等級	等級			
		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
		円	円	円	円
1	号 給	70	50	—	20
2	号 給	70	50	40	20
3	号 給	80	60	40	20
4	号 給	80	60	40	30
5	号 給	80	60	50	30
6	号 給	90	70	50	30
7	号 給	90	70	60	30
8	号 給	90	70	60	40
9	号 給	100	70	60	40
10	号 給	100	80	70	40
11	号 給	100	80	70	50
12	号 給	110	80	70	50
13	号 給	110	90	70	60
14	号 給	110	99	70	60
15	号 給	110	90	80	60
16	号 給	110	90	80	60
17	号 給	120	90	80	60
18	号 給	120	100	80	70
19	号 給	120	100	80	70
20	号 給			90	70
21	号 給			90	70
22	号 給				70
23	号 給				70

ホ 研究職給料表の適用を受ける職

員に適用

号 給	職務の 等級	等級			
		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
		円	円	円	円
1	号 給	—	—	20	10
2	号 給	50	30	20	10
3	号 給	50	30	20	20
4	号 給	60	40	20	20
5	号 給	60	40	20	20
6	号 給	60	40	20	20
7	号 給	70	40	30	20
8	号 給	70	50	30	20
9	号 給	70	50	30	20
10	号 給	80	50	40	30
11	号 給	80	50	40	30
12	号 給	90	60	40	30
13	号 給	90	60	40	40
14	号 給	90	60	50	40
15	号 給	100	70	50	40
16	号 給	100	70	50	40
17	号 給	100	70	50	50
18	号 給	110	70	60	50
19	号 給	110	80	60	50
20	号 給	110	80	60	50
21	号 給	110	80	60	50
22	号 給	110	80	70	50
23	号 給	120	80	70	50
24	号 給	120	90	70	50
25	号 給	120	90	70	60
26	号 給		90	70	60
27	号 給		90	70	
28	号 給		90	70	

チ 医療職給料表の適用を受ける
職員に適用

号	給	職務の等級			
		1等級	2等級	3等級	4等級
		円	円	円	円
1	号 給	40	30	20	10
2	号 給	40	30	20	10
3	号 給	40	30	20	10
4	号 給	40	30	20	20
5	号 給	50	40	20	20
6	号 給	50	40	20	20
7	号 給	50	40	30	20
8	号 給	50	40	30	20
9	号 給	50	50	30	20
10	号 給	60	50	30	20
11	号 給	60	50	40	20
12	号 給	60	50	40	30
13	号 給	60	50	40	30
14	号 給	60	50	40	30
15	号 給	60	50	40	30
16	号 給	60	50	40	30
17	号 給	60	60	40	30
18	号 給	70	60	40	30
19	号 給	70	60	40	30
20	号 給	70	60	40	30
21	号 給	70	60	40	
22	号 給	70	60	40	
23	号 給	70	60	40	
24	号 給	70	60	40	
25	号 給	70	60	40	
26	号 給	70			

ト 医療職給料表の適用を受ける職員に
適用

号	給	職務の等級				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
		円	円	円	円	円
1	号 給	40	20	20	10	10
2	号 給	50	30	20	10	10
3	号 給	50	30	20	20	10
4	号 給	50	30	20	20	10
5	号 給	50	40	20	20	10
6	号 給	60	40	20	20	20
7	号 給	60	40	30	20	20
8	号 給	60	40	30	20	20
9	号 給	70	50	30	20	20
10	号 給	70	50	40	30	20
11	号 給	70	50	40	30	20
12	号 給	70	50	40	30	20
13	号 給	70	50	40	40	20
14	号 給	80	60	50	40	
15	号 給	80	60	50	40	
16	号 給	80	60	50	40	
17	号 給	80	60	50	40	
18	号 給	80	60	50	40	
19	号 給		60	50	40	
20	号 給			50	50	
21	号 給			50		
22	号 給			60		

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年一月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表を次のように改める。

別表

本 庁	組 織		職		支 給 割 合
	議 事 局	課	局	課	
部 企 画 室 長	次 長	課 長	局 長	課 長	百分の二十
課 長	参 事	課 長	課 長	課 長	百分の十六

事務部局

知事の

積善学園	皆成学園	喜多原学園	婦人相談所	児童相談所	岩井長者寮	母来寮	身体障害者更生相談所	福祉事務所	県税事務所	自治研修所	名古屋事務所	北九州事務所	大阪事務所	東京事務所	副 出 納 室 長
園	園	園	所	所	寮	寮	所	所	所	所	所	所	次	所	主 査
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	員
百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の二十	百分の十六	

00731

警 察			学 校 市町村立				
警 察 学 校	警 察 署	警 察 本 部	養 護 学 校	小 学 校	中 学 校	幼 稚 園	盲 学 校
							養 護 学 校
校 長	調 査 官 長	主 査 官 長	部 課 長	部 課 長	部 課 長	部 課 長	校 長
百分の十六	百分の十六	百分の十六	百分の十	百分の十	百分の十二	百分の十	百分の十二

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表（教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の項及び市町村立学校の項の部分に限る。）の規定は昭和四十二年六月一日から、改正後の規則別表（教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の項及び市町村立学校の項の部分以外の部分に限る。）の規定は昭和四十三年一月一日から適用する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

地方労働委員会事務局			人事委員会事務局		監査委員会事務局	
主 査	次 長	局 長	次 長	局 長	次 長	局 長
百分の十六	百分の二十	百分の十六	百分の二十	百分の十六	百分の二十	百分の二十

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年二月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

一 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第三学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者で、その者の従事する実験又は実習（次号において「担当実習」という。）に關し技術優秀と認められるもの

二 三年以上担当実習に關連のある実地の経験を有する者で当該担当実習に關し技術優秀と認められるもの

第三条第二項を削る。

第六条第三項中「第三条第一項第二号及び第三号までに掲げる」を「第三条第二号に規定する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年六月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

初任給調整手当の支給に關する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に關する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四等級の職」の下に「で次の各号に掲げるもの」を加え、同項に次の三号を加える。

一 へき地に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの

二 人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると人事委員会が認めるもの

三 前二号に掲げる職以外の職

第三条各号列記以外の部分中「第一号」の下に「及び第二号の職員にあつては九年、第三号」を加え、同条第六号を同条第八号とし、同条第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第一項」の下に「第一号」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二 前条第一項第二号の職に採用された職員

三 前条第一項第三号の職に採用された職員

第四条第四号を削り、同条第三号中「第三号」を「第五号」に改め、同条第五条第五号とし、同条第二号中「及び第四号から第六号」を「から第三号まで及び第六号から第八号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「第一項」の下に「第一号」を加え、「第六号」を「第八号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二 採用以外の欠員補充の方法により第二条第一項第二号の職を占めることとなつた職員で前条（第一号及び第三号から第八号までを除く。）に規定する職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしているもの

三 採用以外の欠員補充の方法により第二条第一項第三号の職を占めることとなつた職員で前条（第一号及び第二号並びに第四号から第八号

までを除く。)に規定する職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしているもの

第五条第一項中「(前条第四号の職員であつた者については改正日前にこの規則の規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる期間(以下「手当が支給されていたとみなされる期間」という。)を含む。)」を削り、「五年」を「七年」に、「第四号から第六号」を「第三号から第五号」に、「三年」を「五年、第三条第六号から第八号までの職員及び前条第五号の職員にあつては三年」に改める。

第六条第五項を削り、同条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第四号から第六号」を「第六号から第八号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二号」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第一号の職員」を「第三号の職員」に、「五年」を「五年」に、「所定の期間を経過した者」を「同課程の所定の期間を経過した日から三年内の者」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次のように加える。

第三条第一号の職員及び第四条第一号の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、次の各号に定めるところによる。ただし、大学卒業の日から採用の日又は第四条第一号の職員となつた日までの期間が四年(実地修練を経た場合は、五年)をこえることとなる職員(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の者を除く。)に対する次の各号の適用については、そのこえることとなる期間が一年内の場合は第一号の期間、一年をこえ二年内の場合は第二号の期間、二年をこえ三年内の場合は第三号の期間、三年をこえ四

年内の場合は第四号の期間、四年をこえる場合は第五号の期間が満了したものとす。

一 採用の日又は第四条第一号の職員となつた日から一年間 月額一万円

二 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額八千六百円

三 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額七千二百円

四 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額五千八百円

五 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額四千四百円

六 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額三千円

七 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額千五百円

2 第三条第二号の職員及び第四条第二号の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、次の各号に定めるところによる。ただし、大学卒業の日から採用の日又は第四条第二号の職員となつた日までの期間が四年(実地修練を経た場合は、五年)をこえることとなる職員(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の者を除く。)に対する次の各号の適用については、そのこえることとなる期間が一年内の場合は第一号の期間、一年をこえ二年内の場合は第二号の期間、二年をこえ三年内の場合は第三号の期間、三年をこえ四年内の場合は第四号の期間、四年をこえる場合は第五号の期間が満了したものとす。

一 採用の日又は第四条第二号の職員となつた日から一年間 月額七千五百円

二 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額六千四百円

三 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額五千三百円

四 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額四千二百円

五 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額三千百円

六 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額二千円

七 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額千円

第七条を削り、第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十二年八月一日(以下「改正日」という。)の前日から引き続き在職する職員で、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正日以降、この規則による改正後の規定により、初任給調整手当を支給する。

3 前項の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支額は、改正日前に改正後の規則の規定が適用されていたものとした場合に、同規則第六条第一項から第三項までの規定により改正日以降においてなお支給されることとなる期間及び額とする。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表

特例 第3 条に 規定 する 退職 手当 の支 給を 受 けた 者の その 退職 時期	行政職給料表							公安職給料表				
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
昭23.1.1 から 昭23.5.31 まで	10.58	10.38	10.32	10.56	10.47	10.46	11.65	10.77	11.24	11.06	11.15	11.48
昭23.6.1 から 昭23.11.30 まで	8.14	7.98	7.93	8.12	8.07	8.06	8.95	8.27	8.65	8.49	8.57	8.78
昭23.12.1 から 昭25.12.31 まで	5.34	5.22	5.21	5.30	5.26	5.27	5.86	5.41	5.69	5.55	5.62	5.75
昭26.1.1 から 昭26.9.30 まで	4.01	3.90	3.86	4.00	3.94	3.95	4.39	4.04	4.21	4.15	4.17	4.28
昭26.10.1 から 昭27.10.31 まで	3.27	3.21	3.18	3.29	3.21	3.22	3.62	3.30	3.46	3.38	3.43	3.52
昭27.11.1 から 昭28.12.31 まで	2.63	2.57	2.54	2.61	2.58	2.60	2.87	2.66	2.77	2.73	2.77	2.83
昭29.1.1 から 昭29.6.30 まで	2.33	2.28	2.25	2.32	2.30	2.29	2.52	2.34	2.46	2.42	2.41	2.46

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県人事委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「条例第十四条第二項に規定する」を「条例第十四条第五項の規定により人事委員会規則で定める条例第十四条第二項の」に改める。

第七条中「条例第十四条第三項に規定する」を「条例第十四条第五項の規定により人事委員会規則で定める条例第十四条第三項の」に改める。

第八条中「条例第十四条第四項に規定する」を「条例第十四条第五項の規定により人事委員会規則で定める条例第十四条第四項の」に改め、「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。